

衆議院 国土交通委員會議録第九号

平成二十三年四月二十日(水曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君
理事 小宮山泰子君 田村 謙治君
理事 中川 治君 長安 豊君
理事 若井 康彦君 福井 照君
理事 山本 公一君 高木 陽介君
理事 阿知波吉信君 磯谷香代子君
市村浩一郎君 糸川 正晃君
川村秀三郎君 沓掛 哲男君
小泉 俊明君 小林 正枝君
古賀 敬章君 坂口 岳洋君
下条 みつ君 高邑 勉君
中後 淳君 津川 祥吾君
富岡 芳忠君 畑 浩治君
三村 和也君 三井 辨雄君
向山 好一君 矢崎 公二君
谷田川 元君 今村 雅弘君
金子 恭之君 北村 茂男君
佐田玄一郎君 徳田 毅君
馳 浩君 林 幹雄君
三ツ矢憲生君 森山 裕君
竹内 譲君 穀田 恵二君
中島 隆利君 柿澤 未途君
下地 幹郎君 田中 康夫君
中島 正純君

国土交通大臣 大島 章宏君
厚生労働副大臣 大塚 耕平君
国土交通副大臣 三井 辨雄君
国土交通副大臣 池口 修次君
国土交通大臣政務官 市村浩一郎君
国土交通大臣政務官 小泉 俊明君
国土交通大臣政務官 津川 祥吾君

政府参考人 宮島 俊彦君
(厚生労働省老健局長)
政府参考人 大森 雅夫君
(国土交通省大臣官房建設 流通政策審議官)

政府参考人 川本正一郎君
(国土交通省住宅局長)
政府参考人 林田 博君
(国土交通省港湾局長)
国土交通委員会専門員 関根 正博君

委員の異動

四月二十日
石関 貴史君 磯谷香代子君
橋本 清仁君 中後 淳君
赤澤 亮正君 森山 裕君
小淵 優子君 今村 雅弘君
二階 俊博君 馳 浩君
亀井 静香君 下地 幹郎君

補欠選任

同日

磯谷香代子君 石関 貴史君
中後 淳君 小林 正枝君
今村 雅弘君 小淵 優子君
馳 浩君 二階 俊博君
森山 裕君 赤澤 亮正君
下地 幹郎君 亀井 静香君

補欠選任

同日

磯谷香代子君 石関 貴史君
中後 淳君 小林 正枝君
今村 雅弘君 小淵 優子君
馳 浩君 二階 俊博君
森山 裕君 赤澤 亮正君
下地 幹郎君 亀井 静香君

補欠選任

同日

小林 正枝君 橋本 清仁君

補欠選任

同日

四月十九日
土地画整理事業の補助金に関する陳情書(茨城県守谷市立沢一九海老原一欽外四名(第一〇〇号))

三鷹市防災公園街区整備事業への妥当性についての再検討に関する陳情書(東京都三鷹市井の頭二の一七の六竹内壯)第一〇一号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたしました。この際、お諮りいたします。

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川村秀三郎君。

○川村委員 民主党の川村秀三郎です。議題となりました高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案について御質問いたします。

この法案の提案理由にもございますが、団塊の世代の高齢化等もありまして、今後、高齢者の急

激な増加が見込まれております。特に、高齢者単身そしてまた夫婦のみ世帯の急激な増加ということが見込まれております。衣食住といえますけれども、住まいはまさに生活の基本、またかなめでもあるわけでございます。高齢者向けの住まいの確保、そして、高齢者になりますとそれにプラスして、見守りでありまして、介護、医療、そういったケアの必要性が飛躍的に高まるわけです。

まず、こうした状況を踏まえまして、高齢者の住まいと、それから生活の質を高めるためにどういうふうに取り組んでおられるのか。住まいの形態はいろいろございます。持ち家もあれば公営住宅に入居されている方もありますし、一般賃貸あるいは介護福祉施設等の施設に入られているところもあるわけですが、ぜひ、その全体的なお考え、ビジョン、全体像をお伺いしたいと思っております。これがまず一点でございます。そして次に、今回の法改正は、そうした全体のビジョンの中でどういうふうな位置づけでおられるのか。そして、従来の施策からどういうふうな大きく転換しようとしているのか、いわば進化をしようとしているのかということもまず国土交通大臣にお聞きしたいと思います。

また、この法律は国土交通省と厚生労働省の共管ということで、両省が連携して進められるということですので、高齢者の住まいとケア、こうした基本的考え方を厚生労働省の方からも、副大臣お見えてございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ぜひお答えいただきたいと思っております。
○大島国務大臣 川村議員の御質問にお答えを申し上げます。今の御質問は三点ほどあったと思っておりますが、最

ているということでしたので、ぜひこの量的な拡大のフォローアップということ、この法律の改正を機に頑張っていた、いただきたいというふうに思います。

さて、今回の東日本大震災でございます。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。ところで、この被災の中で、高齢者の問題も大変深刻でございます。住まいを失った高齢者が多数おられます。避難所などで十分な治療とか介護が受けられない。健康状態あるいは病状が悪化をして、せつかく津波から逃れられたのに、お亡くなりになる方も多いというふう聞いております。今、既に仮設住宅などの建設が始まっております。仮設住宅への優先入居、これに限らないわけですが、高齢者の住まいの確保への配慮、対応はどうなっているのかというのがまず一点、ございます。

そしてまた、これは緊急の仮設住宅ですから、本格的な復興の中では、まさに今回の法改正で導入されますサービスつき高齢者向け住宅を被災地域ではさらに加速させるような、例えばのアイデアですけれども、促進するための特区でありますとか、あるいは上乗せの助成をしていくというような特段の措置を講じるべきではないでしょうか。

大変不幸な災害ではあったわけでありませうけれども、これを機に、単なる復興ではなくて、まさに壊滅状況になっているわけですから、白地に絵をかくことも可能なのですね。ですから、東日本を高齢者対策の先進地あるいはモデル的な地域にするという目標で、特段の特別措置をまた講じていくということも大事ではないかというふうな思っております。ですから、そういうことについての国土交通大臣のお考えをお聞きしたいの一点でございます。

それからまた、厚労省にもお聞きしたいんです。このたびの大震災において、被災された高齢者

の方々は大変困難な状況にあるというふうな理解をしておりますが、こういう高齢者に対して、どういう対応、そしてまた配慮をなされてきたのか。そして、先日も、仮設住宅とあわせて、ケアの拠点施設を設けるといふ報道もお聞きをしました。そういう意味で、こういった高齢者の問題にどう対応されているのか、今後の方針もあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、次の段階として、恒久的な住宅というものを考えていかなければなりません。地方公共団体が整備する災害公営住宅に、社会福祉法人等とも連携して生活支援施設を併設したり、あるいは、今回の法律案で提案をさせていたたいておりますが、サービスつきの高齢者向け住宅を一体的に整備する、このようなことも大変大事だろうと考えております。

○大島国務大臣 たいだいまの御質問にお答えを申し上げます。一つは、今回の東日本大震災の被災地において、再建する場合にどんな理念で行うのか、こういう御質問でございます。

いずれにしても、厚生労働省あるいは地元の社会福祉法人や医療法人等とも連携を強化しながら、被災地における高齢者の皆さんが安心して移住できるような住環境を、地元の自治体とも協力しながら推進してまいりたいと考えているところであります。

御指摘のように、これまでと同じように復旧する、もとのようにつくるということでは、今回の大震災で多くの命が失われたわけでありませうから、地震あるいは津波に十分耐えられる強い町をつくらなければならないというのは当然でございます。それに加えて、御指摘のように、お年寄りが大変多く被災しているわけでありませうから、この高齢者の方々に対する配慮というものも十分考えて復旧復興をしていかなければならないと存じます。

（委員長退席、田村（謙）委員長代理着席）
○大塚副大臣 今回の大震災に当たりまして、高齢者の皆さんにどのように対応してきたかという御下問が冒頭にございました。簡単に御報告をさせていただきます。

特に、仮設住宅については、優先的などというお話がございましたが、この件については県あるいは地元自治体の方でも十分考えながら対応されると推測しておりますが、いずれにしても、各県や自治体のそのような動きをしっかりと私たちも支援してまいりたいと存じます。

多くの方々が介護施設やあるいは御自宅で被災をされました。その結果、四月十八日現在で、他の施設に受け入れをいただいた方々が約二千八百人でございます。現地に支援に入っていたいたっている介護職員の皆さんが約六百人でございます。

また、これをどのような形で今後この法律案等も含めて考えるかということも御質問の中にはございまして、これについては、厚生労働省とも連携をとりながら、要介護高齢者等に対するサポートセンターを設置する、仮設住宅だけをつくるのではなく、そのようなサポートセンターの設置も必要だろうということ、各県とも協力して、厚生労働省とも連携して対応していきたいと考えております。

こうした中で対応を進めておりますが、御下問のございましたサポートセンターにつきまして、今大臣からも御答弁がございましたが、仮設住宅やその周辺地域を含めまして、高齢者の皆さんに対して、デイサービス等の居宅サービス、生活支援サービス、あるいは総合相談を受けける窓口として設置をする方向で考えております。

あわせて、復旧期の特別養護老人ホーム等の介護施設の代替施設として、宿泊施設や学校等を当面借り上げることなどによりまして、福祉仮設住宅を応急仮設住宅とあわせて設置することも検討させていただいております。被災しました特別養護老人ホーム等の再建につきましては、激甚災害指定による補助率のかさ上げ等の法的、財政的措

置を検討いたしております。いずれにいたしましたとしても、先生御指摘のとおり、今回、被災地において、これからの日本の新しい高齢者対策、あるいは高齢者の皆さんに対する政策実現の一つの先駆的位置づけにもなり得るという思いで私どもも対応をさせていただいております。

○川村委員 ありがとうございます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる住まいを確保する、これはまさに新成長戦略の中に盛り込まれていることでございます。この機に思い切った措置を講ずべきと考えますので、引き続き御検討いただきたいと思います。

○田村（謙）委員長代理 次に、福井照君。○福井委員 自由民主党の福井照でございます。最初に、市村政務官の方からこの法案の趣旨について御紹介いただきたいと思っておりますが、選挙区でいろいろ戸別訪問とかミニ集会とかをしております。個人的にも両親のこともございまして、共管にさせていただいた、そして行政のすき間を埋めるこの法案については、本当にありがたいなということでございます。

特養とか老健とかグループホームとかに入るにはまだ要介護度が低くて、だけれども、もう生活破綻しているわけですね。戸別訪問をして独居老人のうちなんかを訪問しますと、もうごみだらけです。片づけることができなくなるんです。そして、おふろとかお台所の火を消すのを忘れたり、危なくてしょうがない。そういう方々に入っていた、たく住宅をソフトつきで、見回りつきで整備していただく、本当にありがたいなということでございます。

一方、高齢者だけ受け入れられるという人もいますけれども、普通の賃貸住宅は、やはり、生活破綻していませんから、では、おじいちゃん、おばあちゃんだけでどうぞ入居してくださいというマーケットはなかなか存在しないわけですね。そういう意味でも本当にありがたいと思っておりますので、

改めまして、住宅行政担当の国交省と介護担当の厚生労働省、もとはといえば内務省、同根なんですけれども、そのすき間を埋めるこの法案の趣旨について、もう一度整理していただきたいなと思います。

○市村大臣政務官 福井委員の質問にお答えします。

福井委員はこの分野に大変詳しい方でいらっしやいますので、釈迦に説法になるかもしれませんが、改めてこの法律の趣旨についてごく簡単に申し上げますと、御指摘のように、国交省と厚生労働省にまたがっていた、この二つの省にまたがって高齢者の住宅というのは供給をしてきたわけですけれども、それぞれにいい部分もあったんですが、なかなか一体的なものでなかったがために、いろいろ課題もあったということでございます。

特に、国土交通省の供給しております高齢者の住宅というのは、例えば段差をなくすとか、こういうハード面にかなり重点を置いて供給をしてきたのではないかと、私には思います。また、厚生労働省さんの供給してきたものにつきましては、例えば有料老人ホームといったものは、よく指摘されておりましたけれども、例えば認知症になったりとかして一番サービスが必要になるときに、出ていってほしい、こういうふうな形もあつたというふうには思っております。

こうした、いい部分もあつたんですけども、またそういう課題もあつた。こういうことを、まさに今委員御指摘いただきましたように、二つの省が力を合わせて、高齢者の住まいをどう考えていくのか、ついの住みかをどう考えていくのか、こういう観点から今回の法律はできているというふうには私は認識をしております。

○福井委員 ありがとうございます。

そこで、大臣、配らせていただいた紙の二ページ目をちよつとごらんいただきたい。白黒の、同潤会と書いたのがございまして、関東大震災に別

にこだわるわけじゃないんですけども、震災後の建築行政の我が日本民族の一番いい事例としてちよつとごらんいただきたいのは、いろいろ書いていますけれども、キーワードは五つ目の丸の二行目なんです。「様々な住戸タイプ」。表参道に同潤会アパートがありましたから、ごらんいただきたいと思うんですけども、あのアパートは実は、若い単身用の部屋もあるし、年寄りのお二人用の部屋もあるし、五、六人用の部屋もあるしということ、まさにさまざまな住戸のタイプがそこにあつたんですね。ここなんです。

その後、多摩ニュータウンとか港北ニュータウンとか、高度経済成長で、まさに同じような世代を収容したニュータウンができたものから、建築行政というはそういうものだというふうには皆さん思い込んでいますけれども、実は、私たちの遺伝子の刷り込みというのはここにあるんです。やはりダイバーシティなんです。多様性こそ都市計画の命、肝であるということなんです。加えて、娯楽室、児童遊園、食堂、当時ですから共同浴場、理髪室、コミュニティの人々が寄ってくる施設もそこに配置をして、一つの集落として、村落共同体としてそこで住んでいた、いたというのを、関東大震災の後、東京じゅうにつくつたんですね。

三ページ目が大臣がおつくりになった紙ですね。まさにこの法案が目指そうとしているコミュニティ、サービスつき高齢者向け住宅があつて、その一階に診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンターがあるということで、まさに多世代が交流するし、二十四時間見守っていただけ、住みなれた町で暮らすことができるということなんです。

まさに、多様な住まいのあり方、だけれども、後ほどまた東北の話もさせていただきたいんですけども、もともと日本民族の持っていた村落共同体としてのあり方、まさに大家族が基本で、物理的な、部屋はもともとのうちと高齢者住宅というのは少しは離れているかもしれないけれども、

しかし基本は、精神的には大家族だ、こういう住まい方をやはりもう一度復元するということ、多分大臣は目指していらつしやるんだらうなということ、これを拝察申し上げて、この法案が期待どおり働けばどのようにコミュニティの形成、維持ができるのか、大臣としてどのように期待されているのか、御紹介をいただければと思います。

〔田村謙 委員長代理退席、委員長着席〕

○大畠国務大臣 福井委員から、関東大震災のときの復興のアパートメント、江戸川アパートメントというところには、娯楽室、児童遊園、食堂、共同浴場、理髪室だと非常に多彩な形で住戸タイプが用意されて、言ってみますと、日本の伝統的な地域のコミュニティというものをそのまま維持しながら対処できるようなところをつくつた、こういう発想も今回の法律案の高齢者のための政策については必要じゃないか、こういう御質問をいただきました。

実は、委員からの御質問をお伺いしております、十五年ほど前に私もスウェーデンの方に行きまして、いろいろとお話をいただいたことがありますが、高齢者の方々の一つの住まいであります、一階のところは普通のレストランがありまして、そこに食事のときには来る。近所の方もそのレストランに来る。その横の方には絵画教室がありまして、近所の若い方々も子供さんも来て、そこで絵を習っている。お年寄りの皆さんもそこに一つ一つ一緒に絵を習っている。実に、コミュニティといいますが、子供さんから若い方世代もみんな入りまじっているのが普通の社会なんだと思います。そういう意味では、そういう状況も加味しながら、コミュニティの一環として高齢者の住居というものをやはり考えていかなければならないという思いを持っております。

したがって、私も、決して建物をすべて高齢者の皆さんだけの住宅にするというのではなく、若い方や子育て世代の住宅についてもあわせて整備したり、あるいは保育所等を併設するということも可能でありますし、いろいろとこの委

員会での御質疑等も踏まえて、今委員から関東大震災以降の一つの江戸川アパートメントというものを例示していただきましたけれども、そのようなものをつくるのが私たちとしても一つの目標となると思いますので、十分参考にして実施をしたいと考えているところであります。

○福井委員 ありがとうございます。

そこで、東北でこの法案をもとにした高齢者住宅を、一戸、二戸じゃなくて、絶対たくさんつくっていただきたいという趣旨でまず政務官の方から整理をしていただきたいのは、まず、国が直接民間に補助できるという画期的な法案になっておりました、これもありがたいんですけども、そのつくる者が、全国的には民間デベロッパーもあるし建設業者もあるでしょうけれども、今回の震災地域、被災地域においては、どのような方がこの法案、法律に基づいて高齢者住宅をつくっていただけるのかというイメージをちよつと御紹介いただきたいと思っております。それは社会福祉法人か医療法人か、これは三井副大臣に答えていただいた方がいいかもしれませんけれども、恐らくそういうことなんでしょうけれども、被災地域における事業主体のイメージをちよつと御紹介いただければと思います。

○市村大臣政務官 お答えします。今御指摘いただきましたように、今回の東日本大震災における対応として、今は仮設のことが課題になつておりますが、恐らく今後は復興住宅をどうしていくかということも課題になつてまいらると思っております。そのときに、今回の法改正によります制度は生かせる余地は十分にあると私も思っております。

特に、今御質問いただきましたように、今回の被災者、かなりの部分が高齢者の方である可能性が高い。なぜこれが言えるかといいますと、もとも、そもそもの高齢化率が高い地域であるということでありまして、恐らく被災者の中の比率としては高齢者の方が占める割合が高いだろうと。であれば、このサービスつきの高齢者住宅供

給ということが大変生きてくると思いますが。そのときに、先ほど大島大臣からもありましたように、単に高齢者の方だけがお住まいになるということではなくて、まさにまちづくりの観点から、このサービスタグヒ高齢者住宅を拠点として、一つの大きな核としてまちづくりをしていくという観点もあるんだろうと思います。

そのときに、では、だれがサービスタグヒ主体になるのかという御質問もありました。そのときは、やはりいろいろな角度からの多様な参入があつていいと思つてます。医療の分野からの参入、介護の分野からの参入、また住宅供給者からの参入と、いろいろな分野からの参入が大変期待される場所だと思つておられます。

また、もっと具体的に申し上げますと、例えば、民間事業者が主体になりまして、地元の小規模な福祉法人等に生活相談サービスタグヒを委託するケースとか、社会福祉法人等が主体になって、民間の住宅事業者が建設した住宅を借り上げて事業を展開するケースなどが想定されるわけでありまして。また、地域の実情に応じたものが供給されますように、新築のみならず、既存ストックの改修によるものに対しても支援措置を講じるほか、都道府県が策定します高齢者居住安定確保計画におきまして、地域の実情に応じた登録基準を設定することも可能としておられます。

こうしたことを通じて、地域の特性や高齢者のニーズに応じた住宅の供給を促進し、安心して暮らすことができる住まいの確保を実現してまいりたいと思つておられます。

○福井委員 ありがとうございます。

それで、まとめて大臣に、被災地域においてこの高齢者住宅を、後ほどいろいろお願い申し上げますけれども、全面的に、具体的に、例えば省内にチームをつくるぐらいの、そしてその対応するチームを県庁、市役所につくるぐらいの支援体制をぜひつくりたいというふうに、主体が民だからわしは知らぬということではないと思つておられます。国が主導してこの高齢者住宅を、仮設住宅

も急ぐ、だけれども、同時についての住みかもある月、再来月から、この法案が通つたらつくり始める準備をするというぐらいの勢いでなければ、まさにきょう審議している意味がないし、まさにそれを待っているわけなんですか。

どうして待っているかというのが一ページ目でございます。お配りしたのが、上が、高齢化率が高い。これはもうだれが見たつてそんなことを聞くまでもないということなんですけれども、実は、六十五歳以上の高齢者世帯の割合は全国平均よりも低いんですね。そして、高齢者夫婦の世帯も全国平均よりも低いんですね。つまり、都会が失つた大家族というのがまだ岩手、宮城、福島には存在していて、まさに、先ほど申し上げた大家族、理想的な日本人社会、日本人家族というのがそこに存在するんだということだと思つておられます。

そういうふうには評価して、ですから、先ほど申し上げましたように、たまたま部屋がそのうちの中の一階じゃないけれども、高齢者住宅の部屋は少し物理的に離れるけれども、まさに大家族と一緒に暮らしているのと同様の高齢者住宅とその支援する施設、サービスタグヒをいかに組んでいくかというところの、実験場と言つては失礼ですけれども、最初につくる、法案を適用する場所としては、まさに実は最適だったんじゃないかなということを、このお配りした表から読み取つていただければなということでございます。

そして今、お配りはしていませんが、政務官がちょっとおつしやいましたけれども、特養とか老健とかグループホームとかいう施設系と、それから今までの高専賃、高賃賃という住宅系との割合を見てみますと、この三県、岩手、宮城、福島はすごく低いんですね。全国平均から比べて、住宅系が圧倒的に低いんですね。施設系は平均よりもあるんです。特養とかは全国平均よりもあるんです。だけれども、住宅系が少ないんですね。それは逆に、確かに大家族だから少ないというふうにも言えるし、しかし、つくる人がいなかったというふうにも評価できるし、これは今からつくり始めての評価にまちなたいと思つておられます。もう、そういう現状、要するにそのサブライがなかったという現状があつたということなんです。むしろ大家族の文化、日本民族の文化が残つているところで圧倒的に、怒濤のように進めていたただく施策として、今、十分の一補助、そして一戸百万円を限度とするという補助金の仕組みに御提案の法律がなつておられます。

もともと再開発系の補助というのは、機械室とか廊下とか、要するに共用部分を町と考えて、公共施設と考えて補助金を出すという仕組みになつておられます。ですので、補助金は入るけれども、民間の施設というものに対してはもともと四三百三十兆円の公共事業外だつたんですね、この再開発事業というのは、なので、補助率がすごく低かつたんです。

しかし、これを公共施設と言わずして何と申すでしょうか。高齢者住宅こそまさに公共施設だということになれば、この十分の一というのは、国交省と財務省との今までのその歴史を飛び越えて、まさに二分の一とか三分の二とかという補助率でつくるべきものではないかということ踏まえて、まあ、いきなりそこには行きませんが、今回の被災地域にあつては特別に、復興がなしに遂げられるまでは少なくとも十分の一は三分の一とか、十分の一は二分の一とかという補助率を、きょうはそこまで議論が深められませんが、近い将来、ぜひそれを含めた特区なりモデル事業なりを仕組んでいただきたい。そのために、国のチーム、県のチーム、市のチーム、我々の行政の世界が主導する仕組みとものをぜひ大臣主導でつくりたいだけではないかということを含めた、モデル事業というのを考えていただけないかなということ。

そして、近々できまます災害復興公営住宅、このつくり方も、高齢者が多いわけですから、被災者の皆さんが高齢者が多いので、この高齢者の居住の安定確保に関する法律が目指している住宅をまさにそこに実現するんだということ、この被災地域の中でぜひやっていただきたいなということ。

いろいろ申し上げましたけれども、被災地域の中でこの法律をどうやって生かしていかれるのか、大臣の御決意をぜひ承りたいと思つておられます。

○大島国務大臣 福井委員、元建設省出身でありますし、この分野については非常に精通をされておられるわけがたまたまの御質問の中でも拝察されるわけでありまして、御指摘のように、日本のよき文化といえますが風土といえますか、そういうものがまだ東北地方には根強く残つておられます。それが今いたたきました資料等でも拝察できるわけでありまして、このような風土の中のいいものをこれからも続けていかなければと思つておられます。そういう発想あるいは思想を持ちながら今回の法律案の実施に当たつては全く私も同感でありまして、こういう点については全く私も同感でありまして。

同時に、今回の法律案では、直接行政が主導的にやるわけではありませんが、だからといって、自由にやつていいよというようであれば、何も法律は要らないじゃないか、こういう話であります。が、全く私も同感でありまして、このような法律の一つの方向性を示すということは、国の方で一つの考え方というものを持ちながら、民間の力を活用しながらそのようなものを実現していくというのには当然でございます。

したがって、その東北地方のコミュニティというもののいわゆる文化や歴史というものを踏まえた形でコミュニティを維持しながら、どう実現するか、こういうことでありますから、その形態については、当然、国の方でも十分注視をしていきたいと思つておられます。

なお、この補助率についても今後考えるべきじゃないかということでもあります。私もそのように思いますが、いづれにしても、御指摘をいただいて、またいろいろと検討をして、今御質問いただきましたような形で、東北のよき伝統や歴史と

いうものを踏まえたコミュニティーがしっかりとこの法案で培っていきけるように努力をしてまいりたいと考えるところであります。

○福井委員 ありがとうございます。次に、町全体、そして町を守る施設づくり方、設計指針について、最後にお伺いさせていただきます。

まず、一番わかりやすいのは防波堤ですね。港湾技術研究所のレポートによれば、釜石の防波堤が遼上の高さを、二十メートルを十メートルに、半分にした、そして防波堤自身が壊れることによつて、自分が壊れることによつて人間を守るという車と一緒にですね、エネルギーを四割減衰させたというレポートがございます。

我々が習った海岸工学の津波というのは、波長が数十キロ、百キロぐらいあつて、じわじわと上がつてじわじわと下がっていくんだというイメージなんです。つまり、設計がタックルするべきものは高さであつて、エネルギーではなかつたんです。今回はエネルギーなんです。貞観の津波と同じで、マスが、体積が全然違うんですね。しかも、斜流もあつたので、エネルギーに対抗しなければならぬというのが、今回初めて土木の世界が経験したことなんです。ですので、防潮堤自身は高さでいいかもしれませんが、防波堤は、今までの高さ対応からエネルギー対応へと、全く根本から物づくりの設計思想を変えなければならぬと思います。

一方、町の受け方の方は、これはもういろいろ議論がありますけれども、奥尻島は、先日も申し上げましたけれども、半分高台、半分平面に残つてということなんですけれども、その平地に残つた方も水産庁の補助事業でかさ上げしてもらつていられるんですね。かさ上げもあり得べし、そして土地区画整理事業もあり得べし、防災集団移転で高台に行くのもあり得べしなんです、いわばその事業の元金といましようか原資、これはまちづくりだと種地を買収するといいますが、事業主体が土地を買収して、それをまとめて道路にしたり

公園にしたりするんですけれども、今回の場合は余りにもたくさん土地が海没しているわけですね。地盤沈下で海没している、そして水没している。公共用地補償基準は其れは、それは国に寄附してくださいということになっていくわけですよ、海没地は国に寄附だ。今回それを絶対に言つてほしくないわけですよ。

雲仙・普賢岳ですと、事業用地として危ない土地だということの減価、そして堆積した土砂を取る費用を減価して、平均一〇%から三〇%ぐらい、従前の評価額から少し減らして、だけれども用地買収して、それが生活再建の原資になつたわけですので、それも考え、そして、何とサルコジが、暴風雨シンシアというんですけれども、台風が来て完全に水没した土地を一〇〇%の従前価格で買上げたんですね。サルコジですらやつてい

るんです。ですので、今回は、この前の質問でも申し上げましたけれども、何千ヘクタール国がまず買上げて、それを区画整理で集約換地して公共用地にする。そして、それを原資にして、防災集団移転があるいは区画整理で地域の中で移転していただく、生活再建に使つていただくということがなければ、これだけ何にもなくなつて、そして今回の場合は分子と分母の関係が違いますから、奥尻島、玄界島と全然違いますから、一億二千七百万人分の数十万人というけたになりますので、一件当たりお支払いできる義援金も、そして事業費も少なくなるわけです。

今回の復興の肝は、三井副大臣のチームで今やつていらつしやると思つていただいても、国が、地盤沈下の結果海没したところは海没とみなさないで、一〇〇%従前価格で買上げるといふことをまず宣言すれば、皆さん安心できると思つていただいても、それをここで言つていただければもう百点満点なんです、役所はそれはできませんから、今のところ役所はできないといふ言ひがないんです。ですので、まさに政治主導の大臣として、それは検討します、あるいはやり

たいと思つています。というのをぜひこの場でおつしやつていただきたいと思つています。まず防波堤の話は港湾局長から、そして土地の買収の話は大臣から御答弁いただいて、質問を終わらせていただきたいと思つています。

○林田政府参考人 お答えを申し上げます。福井委員御指摘のとおり、独立行政法人港湾空

港技術研究所の分析によりまして、釜石港の湾口の津波防波堤が一定の効果が発揮したという報告がございます。実際の現地の調査報告によりまして、防波堤のない湾では津波高さが十二・五メートルから十八・三メートルというような記録がございます一方で、湾口防波堤があります湾内では八・一メートルから十一・七メートルにどどまつておりまして、防波堤の存在によりまして津波高さが大きく減少をしたというふうな推測できると思つております。

今後のことでございますが、防波堤や防潮堤の効果、港湾の被災状況などを精査した上で、施設整備といったようなハード面だけではなく、被災地のまちづくりといったものの考え方を踏まえまして、避難計画などのソフト面を含めて、港湾における総合的な津波防災対策について、防災にかかわる有識者、専門家の方々に御議論をいただきたいと、早急に基本的な方向性を取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

○大島国務大臣 ただいまの福井委員の御質問でございますが、私も現地に行きまして、ちょうど満ち潮のときでありましたが、地面のところに海水があふれているという状況を見てまいりました。さらには、ちょうどヘリコプターで現地の上空を通つたわけでありまして、海岸のところが防波堤等が破壊されておりました、水田等にも海水が侵食しているという状況を見させていただきました。

これをどうするかということでありまして。今議員から御指摘いただきましたが、海面に没したところは国に寄附するというのがこれまでの通例といえますかルールであつたということであ

りますが、これは私は、そのルールは、多少であれば、何か侵食して海がこちらへ来たというのであれば、そういうことも考えられるかもしれないが、とにかく三陸全体が四十センチ、六十センチ、七十センチ地盤沈下してしまつた、こういう状況の中で、そのような従前のルールというものを適用するということにはならないんじゃないか。

したがつて、御提案のように、国が買い上げるということも大事な視点でありますから、私としては、そのような考え方に基つた形での対応がとれるように努力をしてまいりたいと思つております。けれども、復興構想会議とかいろいろな場がありますので、私としては、今議員から御指摘のような考え方で進めるべきじゃないかな、そう現時点では考えているところであります。

○福井委員 ありがとうございます。終わります。

○古賀委員長 次に、高木陽介君。

○高木陽委員 本日は、高齢者の居住安定確保法の改正案ということで質疑をさせていただきますが、冒頭、やはり震災関連のお話をさせていただきます。

まず、仮設住宅でございますが、昨日も大臣が、ぶら下がりの会見ですか、テレビのニュースでも流れておりましたけれども、この建設状況です。

国交省の方は鋭意努力してやつておられると思つてはおりますけれども、県の方、またはそれぞれの市町村、用地確保の現状もなかなか厳しいようにも思えるんですけれども、建設状況と、その課題、どういったことが問題になっているのか、そこら辺のところをまずお聞かせ願えればと思つています。

○大島国務大臣 仮設住宅の建設の状況はどうなつていられるかという御質問を賜りました。現時点での状況を御報告申し上げます。現時点で、現在は仮設住宅を建てる場合には用地の

確保が重要であります。岩手県では一万二千戸、宮城県でも一万戸、福島県でも四万戸、合計二万六千戸の建設にめぐらされているわけであり、この用地が確保されているわけであり、これを建設するためには、市町村が土地をおよそ当たりまして、県がそこを確認し、発注することが必要であります。

現在までのところ、一万六千二百四十三戸の着工予定及び着工済み、着工済みが一万二千六百五十二戸でございます。予定が三千五百八十一、ここまでは積み上がったわけでございます。しかし、これから用地確保済みの二万六千戸、あるいは五月末までに三万戸の建設を進めるためには、四月いっぱい、遅くとも五月の第一週ぐらいには三万戸を含めて発注していただかなければなりません。

そういう意味で、資材不足が背景にあるのじゃないかということですが、現在のところ、私どもとしては、三万一千戸分の資材が五月六日まででそろそろ、こういうことでありますから、私どもとしては、四月末に三万戸の発注をしていただければ五月末には三万戸建設ができるかと考えているところであります。

なお、どこに課題があるのかという御質問もありませんでしたが、一つには、各自自治体も震災対策で大変な手間がかかっていますので、住宅関係に十分手が回らないんじゃないか、あるいは県の方も対応で人手が足りないんじゃないか、こういうお話もいただいておりますので、国土交通省から県あるいは市町村に、現在、二十四人であった体制を四十五人にふやしまして、この仮設住宅の建設に向けての実務がされるように強化をしているところでございます。

いずれにしても、過日、三県に参りまして、担当の土木部長さんあるいは知事さんにも、一日も早く、避難者の方々のプライバシーが守られて、そして御自分の人生をこれからどう進めるか、こういうことを考えることができるように、用地が確保できたところについては発注をしていただき

ますように強く要請してまいりました。

したがって、私としては、必ずやこの四月いっぱいまでとして三万戸の建設を発注していただけるものと考えておりまして、そうならば五月末には三万戸の建設が可能となり、今避難所で生活している方々に提供することができると考えているところであります。

○高木陽委員 五月末までに三万戸ということですね。今現在、避難所で生活をされておられる方が十三万人を超えておられる。そうなってきたと、最終的には七万戸という数字が出ておられますけれども、五月末まではそれでいいと思うんですね。問題はその後だと思っております。

まさにその用地の問題、今大臣の方からずっとお話をいただきましたけれども、これは、前々回ぐらいですかね、質問をさせていただいたときに、発注は県がやる、募集は市町村がやる、こういうような形の中で、その被災をされた市町村の住民の方々は、自分の地域から余り離れたくない、こういう要望があるわけですね。そうなってきましたと、用地が自分の市のところであればいい。ない場合には、その市を離れる、または内陸部に行く、こういう問題が出てくると思うんですね。三万までは確保できましたけれども、問題はそこから後の四万ですね。この市町村のニーズと用地確保のずれ、こういうのがこれからさらに出てくると思うんですね。

さあ、ここでどうするか。このところは、国がやるというよりも県と市の話し合いだと思っておりますけれども、やはり当事者同士はなかなか難しい。しかも、目の前では十三万人の方々があの過酷な避難所で生活をしているということですから、このところのずれをどのようにしていくかということも含めて、これは局長で結構ですが、お答え願いたいと思います。

○川本政府参事官 答えを申し上げます。先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、応急仮設住宅の建設を進めていくためには、まず用地の確保が第一の課題になるわけござい

ます。

用地選定、これは各県が市町村の協力を得て行っております。その際には、今委員も御指摘ありましたように、各市町村とも、被災者の御要望ということもあって、まず住みなれた地域、被災地の周辺での用地を確保してほしいという御要望が非常に強いというふう聞いておりまして、現在の用地確保というのは、一部を除きますと、本的には被災した市町村の中でのというのが大変多くなっておりますのでございまして。

ただ一方で、今回の被災の規模というものを考えますと、被災地域内での用地確保というのはこれから難しくなっていくことは当然想定をされるわけございまして、宮城県などでも既に、いずれば内陸部で用地の確保が必要になるというような考え方を示されているところでござい

ます。私ども、各県で市町村とも調整をしていただきましたが、これは当然、被災者にも理解をいただくというプロセスが必要になるといふふうに考えております。ただ、その際には、お話がございましたように、国としても、一刻も早く避難所から出ていただくというふうな観点から、応急仮設、これは仮設でございますから、仮設の住宅にお移りいただくために、場合によってはこういった離れたところというのもある程度やむを得ないんじゃないかというふうな考え方は今でも県にも示しております。そういった国のプッシュといいた

しょうか、バックアップというふうなことも行いまして、各県そして市町村で必要になります仮設住宅の建設を急いでまいりたいと思っております。

なお、一部の市町村では、用地確保が進んでいくにもかかわらずなかなか県の方で発注していただけないというふうなお話で、御要望いただいたところもございまして。そういったところにつきましても、とにかく用地が確保できて住宅を供給できるところについてはもうどんどん発注していただく住宅を供給していただくことを県に

要請して、一刻も早く応急仮設住宅の供給を促進していただくことで取り組んでまいりたいと思っております。

○高木陽委員 今局長の方からお話ございましたけれども、用地確保の問題、国交省の方から、国の方から二十四人派遣をして、それを四十五人にすると。県そして市町村の、自治体の方はかなり疲弊をしている中で、そういったことではっきりバックアップをするということは大切だと思っております。

ただ、そこに住みたいという住民の、被災者の方々の願望、そして首長を初めとする当該自治体の願望、一方で、県の方とすれば、一刻も早く、ほかのところかもしれないけれども移ってもらいたいという現実の問題、ここはやはり、コーディネートするの国がやらなきゃいけないと思えますし、それが果たして職員だけで大丈夫なのか。もつと言え、政治的な判断、こういったことも、政治家がかかわっていかないといけない問題も多分五月以降は出てくるんじゃないかなと思っております。そこら辺のところもしっかりと認識をしていただいて、適切な対応というか、政務三役の方々も含めてやっていただければなと思っております。

なぜこんな質問、この仮設住宅をずつとしていくかという、土曜日でしたか、マスコミの報道でもありましたように、避難所約一千万戸でアンケート調査をやった。

そうすると、そのアンケート調査の中で、回答があったのは三割、あと残る七割近くは回答してないわけですよ。でも、その三割の回答の中でも、この一月間おふるに一回も入っていない、例えば自衛隊が派遣されて応急のおふるをつくったりしますが、それさえもないというところが十六万所もあったというんですね。これはもう悲惨な話ですね。プライバシーがないというのも、だれでもわかっているんですけども、それ以上、着のみのまままで逃げてきて、そして一月間おふるも入れない。しかも、体育館のような

ところでずっと寝泊まりをしている。

これは何とかしなきゃいけない。何とかしなきゃいけないと思つて、ようやく三万戸まで来たけれども、残る四万戸がまだ残っている。夏を迎えますね、六月から七月。しかも、東北電力管内も電力がかなり不足していますから。特にああいふ体育館なんか、空調設備がないですから、そういうところで過ごさなきゃいけない。そうでなくとも、二次災害というような形で震災後に亡くなられている方々が出始めている。これは本当に命の問題なんですね。

だから、これは、だれがいいだとか悪いじゃなく、できることをやるしかないんですが、用地の問題、これは、えいやというようなところも必要になつてくるのではないかなというところも、しっかり御認識をいただいて、取り組みを御要望申し上げたいと思います。

さて、法案の方の質疑に入りたいと思います。今回、高齢者の居住について安定的に確保するということなんですが、今の課題、そして将来の課題ですね、高齢化が進む中でどうやっていくのか、そういった問題認識について、まず大臣にお伺いをしたいと思います。

○大島国務大臣 先ほど、これは要望だけしておくとお話をしましたが、一月月もふろに入っていない人がいる、これが十六カ所という話であります、大変申しわけなく思います。

これについては、観光庁長官とも話をし、まず、アンケート用紙みたいなものをつくつて、一日日帰りで温泉に行きませんか、バスぐらひは仕立てて、そして名前と、日帰りを希望する、一泊を希望すると書いてもらつて、それを集めて、それで、その避難所の人全員が、一気には行きませんが、二、三日に分かれて温泉に行くことができるような態勢をとろう、こういう話をしています。

いろいろお話を伺うと、避難所でみんなが同じだから、自分だけがというので、大分遠慮されているというような話もお伺いしました。したがつ

て、全員が行けるんだからといって、そういうアンケート用紙みたいな形で希望をとつて、バスで家族そろつて、温泉の方も受けてくれるという話のところはたくさんあるわけですから、そういうことがとれないか、こういう話をしております、一月月もふろに入っていないという方がぜひそういう形でせめておふろに入つていただければいい、それについては努力をしていきたいと思つています。

それから、高齢者の現状、そして今回の法律案に対する課題ということでありますが、先ほどからいろいろ御質問を賜りましたけれども、日本において、高齢者の単身あるいは夫婦世帯の増加というのが背景にございます。同時に、国際的に見ても、日本における住宅系の、高齢者の方々が利用できる住宅というのが不足している、こういうのが国際的にも分析をされております。

したがって、今回のこの法律案によりまして、ぜひ高齢者の方々が居住できる住環境を整備しよう、それも、単なる箱を、家を提供するだけでなく、生活支援のサービスあるいは介護サービス等が必要となつている方も多いわけでありまして、それらのサービスが付加できるように環境をつくつていこうということで、厚生労働省とも連携をとりながら、今回の賃貸住宅の供給の促進ということをこの法律案で進めようとしているわけでありまして。

従来、バリアフリーという形でやってきた経過もございますが、それに加えて、生活支援のサービスというものをしっかりと整えた形の住環境を整備していこう、こういうことでございまして、今後とも、日本における高齢者向けの賃貸住宅の環境というのは十分でなかったということを反省しながら、この法律案でより推進をしたい、そのようなことで対応しているところでございます。

○高木(陽)委員 今回の法改正、前回もありませんたけれども、いわゆるハード面だけじゃなくてソフト面もしっかりとサービスの部分をやっていこうという、それは大切なことだと思つています。た

だ、高齢化の進展というのは、すごいスピードがあるわけですね。果たしてこれだけで十分なのか。完璧じゃなくてもまず第一歩進めなきゃいけない、そのとおりだと思つてますね。ただ、高齢者の方々はそれなりにとんどんどんふえていって、そしてそこでいろいろ大きな課題にぶつかつていく。

実は、前回の平成二十一年の法改正で策定することになりました都道府県の高齢者居住安定確保計画、実際問題、自治体がつかりとやっていただかなきゃいけないんですけども、この策定状況はどうなつていっているのか。また、その策定状況が少ないというふうにも聞いておりますけれども、その少ない理由、これをお伺いしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。平成二十一年の法改正によりまして、都道府県が高齢者の居住安定確保計画を策定できるという制度改正が行われたわけでございます。二十一年度に制度が創設をされて、現時点での策定済みは、群馬、東京、神奈川、大阪、熊本、五都府県でございます。

各公共団体の取り組み、遅いわけでございますが、計画制度の創設時期、これは高齢者対策でございますから介護保険制度など高齢者に対するサービス制度と当然リンクをしてくるわけでございまして、介護保険制度は三年ごとに見直しが行われるということで、その時期とずれたというところが一つポイントだというふうにご覧いただけます。指摘を受けておりまして、介護保険制度の制度見直しと並行して計画を策定したいという回答が大変多くなつております。

平成二十三年度に介護保険制度の見直しが行われるわけですが、この二十三年度には、十九県が今策定予定、さらに十三道県が策定する方向で検討中ということでございまして、順調に進みますれば四十程度の都道府県で策定がされることになるというふうにご期待をいたしていただければと思います。

○高木(陽)委員 介護保険との兼ね合いの中で策定がちょっとずれ込んだという今の御答弁でございましてけれども、それにしても四十程度ということ、まだやっていないところがあるわけですね。検討もしない。こら辺はどうなのかな、その県は高齢者がいないのかな、そういうふうにしてしまつておられるのか、やはり、法律をつくつて、その後、いわゆる魂が入らないとだめだと思つて、その後、そういうのを、やはり住宅局としては、各県の住宅関連部局との連携の中でしっかりとアドバイスをしたり指導したりしていただきたいなと思つています。

その上で、今回、サービスつきの高齢者向け住宅、これまでの高円賃、高専賃として高優賃がなくなつて一括になるんですけども、具体的な違いは一体何なのか。これまで、高優賃等々いろいろとやってきた、高専賃でもやってきた、高円賃でもやってきた。それぞれの特徴があるんですけども、その違いを教えてくださいたいと思つています。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。まず、高円賃、高齢者円滑入居賃貸住宅でございまして、これは、高齢者であることを理由として入居を拒むことはしませんという賃貸住宅でございまして。また、高専賃は、このうち、専ら高齢者にお貸しをいたしますというものでございまして、都道府県知事の登録を受けることができる住宅でございまして。高優賃は、バリアフリー化をされておりました、都道府県の認可を受けて整備費の一部等につきまして補助ができるという仕組みになつていまして、先ほど大臣も御答弁申し上げましたが、いづれも、先ほど大臣も御答弁申し上げておりましたけれども、住宅という箱、ハードの方に着目をしてつくられた制度でございまして。

高齢者向けの住宅の供給というのが次第に進んでまいりまして、ハードだけではなくてソフトと一体となつて高齢者の暮らしを支える、そういうシステムが必要になるということで、今回のサービスつきの高齢者向け住宅は、ハードとソフト

トを一体にして暮らしを支えるような住まい、住環境を整備するという事で、これまでの施策から転換をいたしたものでございます。

○高木(陽)委員 このサービスつき高齢者向け住宅の登録基準、最低床面積が二十五平米。二十五平方メートルが広いのか狭いのか、いろいろと論議はあると思うんですけども、その根拠は何なのでしょう。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

当然、高齢者が安心してお住まいをいただくという事でございますから、ハード面についても一定の基準が必要になるというふうに考えております。面積につきましては、住生活基本計画に定めております単身者の最低居住面積二十五平米というものを原則にして、原則二十五平米以上というふうにいたしているところでございます。

一方で、当然、住宅事情は地域ごとにより大きな差がございます。したがって、例えば居間や食堂、台所などを共同利用するという事を前提にしまして、共用部分に十分な面積をとるというようなつくりをする場合ににつきましては、専用部分は十八平米以上としても構わないということを考えておりますし、また、地域の実情に対応するため、先ほど御質問のございました、都道府県が定めます高齢者居住安定確保計画に別の基準を定めることもできるということにいたしております。

こうしたことによりまして、地域ごとの差というものは柔軟に認めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○高木(陽)委員 こうやって二十五という一つの基準が出ますと、各自自治体というのはそれが金科玉条のごとくなるわけですね。

今局長のお話のありました、地域事情によって違いますが、まさに都心の場合は、それなりにスペースがないというところで、それでいいでしょう。ところが、地方に行った場合には、それまでずっと働いているところまで来た、そういう住生活がある。そういったところが、いよいよ高齢者に

なつて、こういうような高齢者用の住宅というふうになつたときに、その地域としてすごく狭くなつていくとかがですね。

だから、基準は出さなきゃいけないでしょうけれども、こちら辺はもつと臨機応変にできるよるに。だから、最低基準というんですけれども、最低基準という大体最低しかつからないというのが今までの役所の流れでしたから、こちら辺のところも、各都道府県、計画も立てながら今後やっていく中で、しっかりと、チェックとか、見ていたいただきたいと要望しておきたいと思つています。

続いて、サービスつき高齢者向け住宅の中で、状況把握のサービスだとか生活相談サービスというのが今回加えられる中で、その内容として、福祉・介護制度、介護保険制度がありますけれども、その関係はどのようになっていくのかも含めてお伺いをしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

高齢者の方々が安心して暮らしていただく住まいであるということのために、高齢者の方々の身体機能の衰えというものに対応いたしましたサービスが適切に行われることが必要であるというふうにご考えております。

とりわけ、今お話がございました状況把握サービス、安否の確認、いわゆる見守りサービスのよなもの、あるいは、暮らしの中でいろいろ相談事を受けてもらえるようなサービス、生活相談サービスといったものは、高齢者の住まいということでは必須であるというふうに私も考えているわけでございます。この場合にも、こういったサービスの提供を行う場合につきましても、当然、高齢者の立場に立つて親身にお話しいただける方にやっていただくということを期待いたしております。提供者は、社会福祉法人や医療法人の職員や、例えばヘルパー資格を持ってもらえる方などといったしまして、福祉、介護や医療分野の方々と連携を求めるところにいたしております。

また、今回の登録制度におきましては、提供されます介護や医療につきましても登録事項といまして、高齢者に対して適切に情報提供を行うということを義務づけているところでございます。

こういった取り組みによりまして、御指摘の、福祉、介護あるいは医療といったものと連携をとりましたサービスつきの住宅の供給の促進を図つてまいりたい、このように考えております。

○高木(陽)委員 まさに今回の法律、前回もそうでしたけれども、厚労省との共管という形になりまして、福祉と住宅は重要な問題だと思つております。

また震災の話に戻らせていただきますが、仮設住宅も、管轄は厚労省ですね。ところが、つくのは国交省です。発注は県です。募集が市町村ですね。まさに縦割りの中で、住民にとつてみれば何省であつてもいいんですよ、ちゃんとやってくれば、ここをしっかりと押さえるために、まさにそこが政治だと思つております。

先ほど、ずっと仮設住宅の質問をして、最後に次の質問に入つたときに、大臣もちよつとお話しになられたおふろの話。結局、現地の状況をだれが一体把握しているのかというのが一番大きな問題だと思つております。内閣府が中心となつて災害対策本部で、現地本部に東副大臣ですか、行かれて、ところが、結局、そういう一千もの避難所の実態を本場に把握していない。これが大きな問題なんですよ。

これは、例えば、では自公が政権を持つていてそれが本場にできたかという、それはわかりません。民主党が政権を持つていたからできなかったとか、そういうことじゃないと思つております。でも、この一カ月を振り返つてみると、やはり現場の一番の状況というものをどうやって把握するのか。まず第一義的にはいいですよ、市町村なんですよ。市町村が崩壊しているから県なんですよ。でも、その第一義が成り立っていない。第一義と

いうと、枝野官房長官が、東電の問題のときに、第一義的には東電に責任があります。こういう言い方をして、ある意味では逃げたみたいな言い方になつた。そうじゃない。やはり国というのはこういう危機的状況のときには全責任を負うんだというところを乗り込んでいかなきゃいけないんです。

その中で、心配しているのは、さつき、五月以降の四万戸をどうするんだという質問とともに、ではこれが全部移ることができました。でも、これは仮設ですから基本的に二年ですね。阪神のときは五年ぐらいかつたんですか。でも、いつか出ていかなきゃいけない。若い方々、雇用も大変ですけれども、そこを何とか、復興の計画の中でそれができてくる、できてくるのはいいです。ところが、高齢者の方々は雇用もないわけですよ。そういう中で、ではどこに移るんだと。

仮設住宅二年、どこに移ればいいのか。まさにこれはこれからの復興計画で考えなきゃいけないんですけれども、高齢者の居住の安定という今回の法律なので、震災の場合はさらにもつと悲惨な状況ですから、被災地における高齢者の居住安定、仮設の後どうするのか、これをちよつと伺いたいと思つております。

○大島国務大臣 御指摘のように、仮設住宅の後に住んでいただく場をこれからつくらなければならぬというの、そのとおりであります。

現在、地方公共団体が供給する災害公営住宅の整備ということを進めなければなりません。この法律案でも提起しておりますけれども、単に住宅だけでなく、いわゆるデイサービスとか、あるいは高齢者向けのさまざまな生活支援というものを併設するなどという配慮が必要だろうと私は考えております。

また、先ほど福井議員からも御指摘いただきましたけれども、単なる高齢者だけの地域というものをつくるのではなく、若い人も一緒に地域に住めるようなところも考えなければならぬ、このような話もいただいたところであります。現在、

このようにないわゆる地域のコミュニティというものを、一つ新たなものをつくることができるように、単に一角だけ高齢者向けの住宅をつくれればいいというんじゃなくて、そのところが、地域のコミュニティというものを踏まえた形で、災害公営住宅というのが整備できるように努力をしまいたいと存じます。

いづれにしても、今御指摘のように、被災地の高齢者の方々は大変な状況にありますから、一日も早く仮設住宅にお移りいただけるような環境を、御指摘のように、国としても一生懸命努力しろ、こういう話でありますから、やります。同時に、その次のステップについても見直ししながら進めてまいりたいと考えております。

○高木陽委員 時間が参りました。

これまで震災関連で何度も質問してきて、大臣及び副大臣、そして政務官を含めた政務三役、また国交省の局長を含めた各職員の皆さん方、本当に一生懸命やっていると感心です。そういった現場の痛みもわかっていただいている方々だと思います。

ただ、あえて一言申し上げれば、やはり一番大切なのはトップなんです。菅総理が本当にそういう痛みをわかっているのかなど。いろいろと会見だとか、会見も一方的だった、テレビの会見。さらには、言った言わないという発言が出てくる。たった二人しかいないところの発言が、一たん出てきて、それは違いましたみたいな言い方をしているわけですよ。ただ、これは本当に、言葉というのはいずれ魂の発露ですからね。そこを、これは大臣に言ってもしょうがないかもしれないけれども、閣僚だから、閣議等も含めて、やはりトップである総理の姿勢、気持ち、こういうものをしっかりとただしていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

○古賀委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 私は、まず仮設の問題について、一

言最初に質問します。

この間、国交委員会の質疑で、仮設住宅建設の問題について再三私は質疑してまいりました。また一方では、各党・政府合同会議というのがありまして、その中で私は、仮設住宅の建設に当たって、岩手県田町の地元産材を使つての建設、そして値段も安いということを紹介し、この取り組みを広げようかと主張しました。大臣は早速、地元産材の活用が大事だと指示したと聞いております。

私は、その材料の問題と同様に、建設の担い手と地域経済の活性化に関連して提案したいと思っております。

福島県から次のような要望が寄せられております。

県とプレハブ協会と、災害時の協定によって仮設住宅の発注をしている。プレハブ協会からは大手業者に発注し、地元業者は、二次、三次、四次と下請でピンはねされている。県に対して業者の実態を知らせると、そうした事実を認めている。県は、発注しているプレハブ協会に、地元優先、ピンはねを是正するよう要請している。

こういっただけの声が私どもの関係者から寄せられております。宮城県では、同様の事態に対して、供給促進に向けて、みずからの建設事業実施を希望する市や町でも発注できるように、仮設住宅の提供事務の一部を市や町に委任することで地元業者への発注やピンはねをできないようにしている。すぐれたやり方として、大事じゃないかと私は思ったんですね。

こういう点を他県にも指導して、地元業者に発注できる、そのことによってまたピンはねを阻止する、そしてまた地元経済の活性化に資する、こういうことが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川本政府参考人 まず初めに、事実関係の方だけ先に御説明をさせていただきます。

委員今御指摘のとおり、応急仮設住宅につきま

しては、基本的に、各県がプレハブ業界と災害時の協定を事前に結んでおまして、それに沿ってプレハブメーカーに対しては県の方が発注をするというのが一般的なやり方になっております。大量に迅速に供給するというものではある意味そういう部分はやむを得ないと思っております。各県とも、今委員の御指摘ございましたように、地元業者を使う、それによって地域の雇用あるいは地域の産業を活性化するという観点から、公募するというのをスタートさせております。

一番最初にやりましたのは福島県でございます。これはもう公募手続は終わりました、今、選定に当たっているということでございます。これに続いて、宮城県、岩手県もそういった公募手続をやっていくというふうになっております。

なお、宮城県で行います市町村への委託の分は、今申し上げました地元業者公募に限る、大量に供給する必要があるという観点から、プレハブメーカーとの契約については基本的に県の方でやりたいという御意向だということに承っております。

いづれにしても、私どもも、大臣から御指示を受けて、各県の方には、いろいろなやり方がありますという御紹介はしているところでございます。

○大島国務大臣 たいま穀田議員から、このような情報が寄せられたが、こういうお話であります。基本的に、こういうときにピンはねなんというのをおかした話でありますから、ピンはねをするというふうな仕組みではなく、まさに私としては、現在、これまでの一つの発注ルートというのがありますが、柔軟に、それも、被災者、いわゆる避難者の方々の立場に立って、一日も早く仮設住宅を建設することが大事であります。

したがって、県の方でも一生懸命頑張っておりますが、基本的には、地方自治体の、市町村の方々が一番切実な形ですから、このところが発注できるような形というのは大変大事なポイントだと私は思っております。

○穀田委員 一番大事なポイントだと思っております。私は、市町村で直接仕事をできるようにすることがかぎだと思っております。これは、地元の状態を一番よく知っているわけですから、下から積み上げていくことが大事であって、私が何度もこのことを言っているのは、復興にかかわる考え方もそこなんだというのは、哲学の問題だと思っております。そのことがまた今後の復興や経済のあり方にとつても極めて重要な礎石となる、こういう立場から言っているということを御承知おきいただきたいと思います。

そこで、次に、高齢者の対策、住まいのあり方についてですけれども、また被災地の高齢者の問題なんです、被災地の復旧復興までに、現在直面している問題を直視して、必要とする生活支援の実行が求められていると考えます。

今、被災者、高齢者の置かれている現状はどうかということだと思いますと、この間、日経新聞に、「多重被災」ということで、「行き場失う高齢者」というのが出ていました。そこによりまして、各地の特養ホームなど介護施設も閉鎖され、国が緊急避難措置として定員オーバーを認めたことで、残った施設に高齢者らが集まり過ぎた、受け入れを断られる人も続出した、こう報道して、さらに、一般の避難所でのケアは難しい、「看護師らが配置された福祉避難所」は「くわすか」。行き場がなく、自宅にとどまる人も多い。「避難所」のたらい回しは各地で起きている」と述べています。

そこで、被災地での医療や介護、介助の必要な高齢者の被災者の実情をどのようにつかんでいて、どういう援助策をとっているのか、厚労省に聞きます。

○宮島政府参考人 お答えいたします。

まず、被災地における状況でございますが、これについては、介護施設の高齢者の状況把握、それから被災地へケアマネジャーを派遣いたしました高齢者の状況を把握する、それから医師、看護師が戸別訪問を行う、被災地の市町村からの医療

二一ズの聞き取りなどを行っております。

そして、こういった二一ズに応じまして、ま
ず、介護施設が壊れてしまったというようなところ
では、これは二千八百人の受け入れをほかの施
設でお願いしました。この中には、福島原発に伴
う受け入れが千五百名入っております。それか
ら、全国から介護職員を六百六十人ほどお願いし
て現地で働いてもらっている。あるいは、避難所
でもホームヘルパーが介護報酬を受けられるです
とか、巡回診療を行っていた。あるいは全国の
的には、日本医師会や日赤などの医療チームが現
地に入っていた。たたくというように支障を
行っているところがございます。

○穀田委員 こう聞くと、必ずこれをやっている
と言っていますよ、大体パターンは同じで。それは
わかっているんです。

問題は、この報道にあるように、その対策で十
分だという認識かということなんです。現場
で起こっている事態に対処し切れていないことが
問題じゃないのか。これをやっている、これを
やっているわけじゃないんです。それを否定し
ているのは、私が、被災後の最初の委員会の
質疑で、せっかく地震や津波などから逃れたの
に、二次災害という形で命を失うことがあつては
ならないと指摘しました。この新聞はさらに、
「大地震から助かった命が失われている」「震災関
連死は百人以上になるのではないか」と報道して
いるんです。

だから、避難所は、地域単位で実情に合わせた
簡易の医療・福祉避難所、介護施設をふやすべき
じゃないのか。これについて、厚労省。
○大塚副大臣 お答え申し上げます。
まず、問題意識、そして現状直面している課題
についての認識は、委員と全く同じでございます。
そういう中で、震災から被害に遭われずに助
かった方々をさらなる被害に遭わせないために最
善を尽くすという意味では、十分に対応しても十
分過ぎるということはないと思っております。

続き全力で対応させていただきます。

その中で一つ御報告を申し上げますと、災害時
に一般の避難所では生活に支障を来すことの多い
高齢者や障害者などの要援護者の方々のために設
置される避難所として、福祉避難所というものも
ございます。これは、援護の必要な高齢者等に
対して介護員等が配置され支援が行われますほか、
要援護者に配慮したポータルトイレ、あるいは
手すりや仮設スロープの設置等によるバリアフ
リー化等、こうしたことが行われる福祉避難所
あります。これは、事前に各地に設置をされてお
りまして、東北三県で二百八十八カ所が福祉避難
所に事前に指定されておりました。

被災後、被害が極めて大きく、避難所の設置箇
所数もかなりの数に上りましたので、高齢者等多
くの要援護者が避難生活を送っている中で、福祉
避難所に指定されていない避難所においても、
パーティションによる間仕切りをするなど、要援
護者に配慮した支援を実施するなどの工夫をさせ
ていただいております。

あわせて、仮設住宅を現在建設している中
で、先ほどの委員の方の御質問のときにもお答
えを申し上げましたが、国土交通省とも協力をし
まして、仮設の介護のサポートセンターなども設
置をしまっている方針でございます。

○穀田委員 今、大塚さんおっしゃいましたけれ
ども、事前に二百八十八、つまり、宮城百七十
七、岩手七十四、福島三十七と用意しているん
です。では、その二百八十八が全部機能してい
るかどうかという、多分二百八十八はつかめて
いないんです。

だから、数値は、これだけありますよというの
はわかっているんです。では、それが本当に、
この事態に及んで、事前に用意していたわけだか
らうまくいきました、これは今機能してまっせと
いうようなことはなかなか言えないんです。ま
では何ほ機能してんねんという、これは答えら
れないでしょう。だと思っております。やはり、そ
れはそれで、私が今、この避難所が大事だと言っ

ているのは、さっき言ったように、被災地は実態
がどうなっている、したがって避難所はこう体制
をとる必要があると。

そこで、次は、今言ったように、仮設住宅にお
いては、もう介護は今ありましたように、もう一
度正確に聞きますと、私が言おうとしているの
は、介護と医療の施設の併設を同時に行うべき
じゃないのかと。その辺を詳しくちよつと言っ
てください。

○大塚副大臣 お答えを申し上げます。
被災地におきまして、仮設住宅に住む高齢者の
皆さんの安心した日常生活を支えるために、仮設
住宅の建設にあわせて、高齢者の皆さんに対
して、繰り返しになって恐縮でございますが、主
に介護を中心としたサポート拠点を設置すること
に加えまして、当面の診療体制を確保するため、
地域の実情に応じて仮設診療所を設置することも
大変有効であると考えております。したがって、
仮設住宅の建設にあわせて、介護を中心とし
たサポート拠点とともに、医療を中心とする仮設
診療所の整備が進むように、被災県とともに、し
つかりと予算対応も含めて努力をさせていた
きます。

○穀田委員 やつていたかと。つまり、介護と
医療ということと、サポートセンターと仮
設診療所みたいなものですね。ただ、仄聞する
と、やはりその件数が、今ありましたように、
先ほど副大臣は十分過ぎることはないと言ってい
ましたから、どの程度の計画なのかというのを今
後またさらに詰めていきたいと思っております。私
は、現実を見て今後ともやっていきたいと思っ
てます。

そこで、今回、法案関連として一つ提案した
のは、大臣にお聞きしたいんですけれども、今
言ったのは、避難地と、それから避難所と仮設、
こう言いましたよね。次の段階の問題なんですけれ
ども、当然、復興公営住宅をつくる上で、デイ
サービス施設等を併設し、新しい町をつくってい
く上でも、地域の福祉、介護拠点とすべきでない
か。この点、いかがでしょうか。

○大塚副大臣 穀田議員からの御指摘ござい
ますが、公営住宅をつくる際の要点は何かとい
うことであります。
確かに、高齢者の方々も大変多い状態ござい
ますから、単に公営住宅をつくるだけでなく、今
御指摘のデイサービスセンターという施設等も含
めて生活支援をしていくということが大変大事で
ありまして、高齢者に配慮した環境を整備してい
くことは大変重要な視点だと考えております。

○穀田委員 それはぜひやっていただかなければ
ならないと思っております。

次に、このサービスつき高齢者住宅と有料老人
ホームとの違いを簡単に説明していただきたい。
○川本政府参考人 お答えを申し上げます。
有料老人ホーム、これは都道府県知事への届け
出制度があるものでございますが、高齢者が入居
しまして、食事や介護などのサービスを提供する
といった施設でございます。
サービスつきの高齢者向け住宅、基本的に住宅
でございます。賃借権が基本になっていてという
ことで、それにサービスが付加されるという
仕組みになっております。事業者が任意に登録で
きる制度でございますけれども、いわば居住者あ
るいは入居者の保護という点について付加をいた
しまして、それから、設備面等につきましても一
定の基準を設けて、安心してお住まいをいた
だけるような制度として深掘りをしたというのが
一番適切な表現ではないかと思っております。

両者の違いということについては、規
模や設備については、有料老人ホームは、ガイド
ラインはございますが、基準はございません。今
回のサービスつき高齢者向け住宅については、規
模やバリアフリー等について一定の基準を定めて
おります。
特に、今申し上げました契約という面につきま
しては、有料老人ホームの場合には利用権が大変
多くなっておりますが、一方で、今回お願いをし
ておりますサービスつき高齢者向け住宅は、賃借

第一類第十号 国土交通委員会議録第九号 平成二十三年四月二十日

権か、これ以外の場合につきましても、賃借権に準じる、例えば長期入院なんかの場合に退去が強制されることのないようにしたというようなことで、居住者の保護を強めているということ。それから、事業者の遵守義務として、前払い家賃の保全措置を定めているほか、工事完了前には前払い家賃を取っちゃんかぬというような受領禁止の措置などを定めております。こういった意味で、居住者保護を強めているということが言えるのでないかと思っております。

さらに、今回の住宅、五年ごとの登録というようにいたしております、事業者に対する監督についてもしっかりとできるような形で措置をさせていただいたところでございます。

○穀田委員 違いの中でいうと、利用権と賃借権、ここをどうしても分けておかないと、しっかりとつかんでおかないとあかんかと私は思っているものですから、そこはそれとおやりっていたきたい。

そこで、食事の提供や介護など、入居者の必要に応じて十分なケアが受けられるのか、サービスの質をどのようにして担保するのかということについてお聞きします。

○市村大臣政務官 穀田委員にお答えします。今回のサービスつき高齢者向け住宅につきましては、高齢者のニーズに応じまして、事業者の工夫により多様なサービスが提供されることが重要であります。このため、事業者がみずから、または提携する事業者が提供するサービスについて登録をし、情報提供することにより、高齢者が選択できるようにしております。あわせて、サービスの内容や費用につきまして、入居前にあらかじめ書面をもって高齢者に説明することを義務づけることとしております。

また、加えて、社会福祉法人や医療法人の職員等により生活相談サービスを提供することを義務づけていることから、高齢者の心身の状況やニーズの変化に応じまして、必要なサービスの提供につきまして、介護保険制度の利用も含め助言

するなどの措置がとられると考えております。これらの措置や、福祉、住宅両部局による行政の指導監督を通じて、介護や医療と連携しました、高齢者が安心して暮らせる住まいの供給を促進してまいりたいと存じます。

○穀田委員 要は、言葉で言うと、確かに、書面もあるし、それから、両省がやるんだ、こうくるんですよね。問題は、ほんまにこれは住み続けられるのかという問題が一つあるわけですよね。もう一つは、やはり要介護度が実際上がった場合、当然、お年寄りですから変化しますよね。そういうときには、より手厚い介護が必要となる。

そういつたらば、自己負担がふえるんじゃないかと、そのときに対応をきちんとしてくれるのかとか、そういう問題が当然予測されるわけですよね。だから、字面ではない問題がこれはさまざまに起こってくるわけです。

しかも、当然指導対象になる、こうくるわけだけれども、やはり一番大事なのは、実際に出かけていってきちんと調査して指導しなければ、今言ったことは、確かに文章上ではそうなっているし法案上もそうなっているんですけども、そういうことがやられることが担保されるというのは、実際に調査に行き、そして指導して、事業者任せにしないということが当然のことだと私は思うんですよね。

そこで、新しいサービスつき高齢者住宅の家賃の月額、並びに食事の提供などのサービスと合わせた支払い額は一月にどの程度と国交省は想定していますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。サービスつき高齢者向け住宅につきましては、高齢者の多様なニーズに対応できるように、家賃やサービス費用の水準も含めまして、さまざまなものが供給されるというふうに認識をいたしております。

具体的家賃ということになりますと、住宅の立地、規模、設備などによりまして大きく異なるわけでございますけれども、昨年度、試行的に予算

制度でこういった事業につきまして支援を行っております。そのときのデータでは、家賃につきましては、一番多かったゾーンが平均で五万円から七万円程度というところでございました。

当然、地域や高齢者御本人の介護度によりまして負担の総額が異なっておりますが、仮に、家賃が五万円から七万の真ん中の六万というふうにいたしますと、サービス費は大体二万円ぐらい、それから月々の食費は四万円程度、これに介護保険の自己負担が必要になるということではないかと思っております。

所得の低い方に対しては、サービスつきの住宅につきましては、例えば既存ストックを改修して提供していただく。これは、新築ということになりますとある程度コストが加わるということになりますので、既存ストックの改修でやれるようにするということ。それから、都道府県が策定します高齢者居住安定確保計画に即していなければいかぬわけでありまして、それによりまして基準も柔軟にやってもらうというようなことか

りたい、このように考えております。

○穀田委員 今、皆さんお聞きになったと思うんですが、想定額でいうと六万円、そしてサービスが二万円ぐらい、食費が四万。これだと、合わせて十二万は最低要る。こうなりますと、中程度の所得層の高齢者を対象にしていることになるというのはいずれの目にも明らかだと思えます。

問題は、先ほど局長が一生懸命、低いところにと行って予防線を張っていただきましたけれども、そうはいっても、低所得の高齢者は入れないことが予想される。低所得者向けのケアつき公営住宅をふやすべきじゃないか、これが私の一貫した主張なんですよね。現状、どうなっているのか、どのような目標を持って取り組んでいるのか、これを報告されたい。

○大島国務大臣 低所得者向けのケアつき公営住宅といたするのはどういう状況にあるのかという御質問を賜りました。

確かに、年金で生活をするということを考えますと、国民年金でいいですよと四万円、満額でも六万六千円ですから、そういう意味では、先ほどの指摘のようなところにはなかなかお金を払えないということでありまして。

そういうことで、厚生労働省と国土交通省との連携によりまして、高齢者向けの公営住宅に生活援助員を派遣して安否確認や生活相談を行うシルバーハウジング・プロジェクトというものを実施してきており、平成二十一年度末現在では、八百六十九団地、二万三千二百九十八戸で展開をさせていただきまして。

また、公営住宅の建てかえ等によりまして、福祉施設等の生活支援施設を併設して、地域の福祉拠点としての団地整備が進められているところでもあります。公営住宅等の公共賃貸住宅団地では、平成二十一年度末現在で、千七百七十一施設の高齢者や障害者、子育て世帯を支援する施設が併設されているところでもあります。

議員御指摘のように、低所得者向けのそのような体制というのも大変大事でありますから、今後とも、低所得者の安心して住居できる公営住宅の整備を進めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 調査室からも資料をいただきました。そこにも、国土交通省からの、高齢者向け賃貸住宅のハード・ソフトのあり方調査という資料が出ています。その中に、今お話あった二万三千二百九十八戸というのは書いてあるんですよね。

これはやはり、そんなに進んでいないということなんです。この程度だと。大体、高齢者の低所得者は何ぼいるのかということをお考えますと、およそ進んでいないということになると思っています。今回のサービスつき高齢者住宅というのは、十年間で約六十万戸の目標なんです。これは、民間に協力を得てつくる数字です。一方、公営住宅の建設の目標がないというのでは、それでは高

齢者全体を対象にした施設の前進は図られないということを指摘しておきたいと思うんです。

実は、そういう合間を縫って、すき間を縫って、私、〇九年度にもこれを質問しましたけれども、「たまゆら」のような事故が起きました、未届け有料老人ホームがはびこって、大きな事故になるということに。

ですから、では今回のような施策で「たまゆら」のような施設はなくなるのか、また、「たまゆら」のような未届け有料老人ホームの改善は進んだのかということについてお聞きします。

○大塚副大臣 お答え申し上げます。

未届けの有料老人ホームの状況について先に御報告申し上げます。

平成二十一年三月十九日に「たまゆら」において発生した火災以降、そうした施設についての実態把握を定期的に行っております。最新のデータは昨年の十月三十一日現在でございますが、未届けの有料老人ホームに該当し得る施設は二百四十八施設であります。一昨年の定期調査の際には四百四十六施設ございましたので、二百ほど減少はいたしております。

なお、ことしの十月末時点で第三回の調査をする予定でございます。

こうした未届けの有料老人ホームができる限り少なくなるように、老人福祉法に基づく届け出の促進、指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○川本政府参考人 委員の御指摘のように、こういった未届け有料老人ホーム、行き場のない御老人を集めるような施設というものは、これは私どもが申し上げるまでもなく、当然、できるだけ減らしていかなきゃいかぬ、なくしていかなきゃいかぬということではないかというふうに思っております。

そういった意味で、今回のサービスつきの高齢者向け住宅の供給といったようなことで、供給の層をできるだけ厚くしてまいりました。いろいろな形で高齢者のニーズに応じた住まいの提供、こ

の点については、先ほど委員の方からは、低所得者向けの公営住宅の供給についてももっと力を入れるべきという御指摘もいただきました。それもあわせまして、全体として、高齢者がお住まいいただけるにふさわしい住宅、そして生活環境の整備を進めていくことによりまして、安心して暮らせる社会の実現というものを図ってまいりたい、このように考えております。

○穀田委員 私が一番最初に、きょう仮設住宅の次に質問したときに、行き場のない高齢者、行き場を失う高齢者ということを指摘しました。この最後の問題も、行き場を失っている高齢者がいるわけですよ。

それで、私が質問した当時は、たしか六百近くの施設が掌握されていたと思うんですね。そのときに、当時の金子大臣というのは、届け出が問題じゃなくて、緊急点検でなくしていくということをやったわけですね。だから、地道に努力することは当然必要なんですけれども、問題は、ではこれらの事態の根本に何があるのかということに目を向けなければ、いずれにしても、調査をして、それはやめなさいというのまではできても、次から次へと出てくるわけですよ。

その根本に、前回も指摘しましたが、私のキーワードは、行き場がないという問題なんです。そういう高齢者を大量に生み出している大もとを変えることが必要だ。これまで、公営住宅の建設を抑制し、特別養護老人ホームの建設も、さらには在宅サービスも抑制し、高齢者の住まいの安心を脅かしてきた、これがこの間の実態だ。先ほど、立場はいろいろ違いますけれども、反省をされていたわけですが、こうした政策を転換して、国と地方自治体の責任で、もう一度言いますけれども、低所得者の高齢者向けの公営住宅の整備、それから特別養護老人ホームやケアハウスの整備をすること、このことこそ必要だと思っております。

○大島国務大臣 穀田議員からの御質問をお伺いして私も思い出したわけですが、憲法第二

十五条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということがございます。そういう意味では、現在の御指摘の点というのは大変大事な点でありまして、住むところというものをどうきちんと担保していくのか、こういうことについては、穀田議員の御指摘を踏まえて対応していくことが大変大事だと考えているところであります。

○穀田委員 終わります。

○古賀委員長 次に、中島隆利君。

○中島隆利委員 社会民主党の中島隆利でございます。

今回の法改正は、これまで答弁がありましたように、高円賃、高専賃、高優賃といった制度が廃止されまして、登録制によるサービスつき高齢者向け住宅に一本化されるわけでありまして。

過去、例えば、高齢者優良賃貸住宅の目標数を十一万戸と定める閣議決定が行われました。そして、約三万五千戸にとどまっている現状にあります。今回の法改正によりまして、良質の高齢者向け賃貸住宅の確保にどの程度の効果が期待されるのか、これについてお答え願いたいと思っております。

○大島国務大臣 中島議員から御質問をいただきました。今回の法改正で、良質な高齢者向け住宅の確保はどのくらい期待できるのかという御質問でございます。

先ほども委員会の中で御報告を申し上げさせていただきましたが、現在の日本の高齢者向けの住宅系の状況というのはどうかというところ、〇・九%でございます。施設系については三・五%ということでヨーロッパとほぼ肩を並べているわけですが、住宅系というのは非常に少ない、こういうのが実態でございます。

したがって、今回の法律案で、ぜひ高齢者向けの住宅というものの供給を促進いたしました。二〇二〇年度をめどに、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を欧米並みに三%から五%程度まで引き上げたい、こう考えておりまして、これによりまして、十年間で高齢者向けの住まい

を六十万戸供給することに相当する、こう考えているところであります。

この実現に寄与するためには、高齢者住まい法改正によりサービスつき高齢者向け住宅の登録制度を創設して、平成二十三年予算において、三百億円、約三万戸に相当する予算を確保するとともに、税制、融資制度も措置しており、これらにより、国土交通省成長戦略の定める目標を達成したいと考えているところであります。

○中島(隆)委員 大臣には、質問した後、後段、最後に要望を申し上げたいと思っております。

日本社会は高齢化の真ただ中にあります。高齢者向け住宅の確保は、介護保険や老人福祉の充実とセットでなければならぬと考えております。御承知のように、特別養護老人ホームへの入居希望者が現在四十二万人を上回っております。

しかし、特養老人ホームの整備はなかなか進まず、提出されている介護保険法改正案では一時猶予されておりますが、介護療養型病床の廃止が打ち出されております。周知のとおりであります。高齢者向けの良質な住宅の確保を進めなければなりませんけれども、他方、特別養護老人ホームの整備、あるいは介護療養型病床の廃止の撤回、そして、高齢者の八割以上が住宅を保有している現状ではあります。

そこで、きめ細やかな在宅介護の実施など、介護政策の見直しあるいは充実が不可欠だと思っておりますが、この点についてのお考えをお尋ねいたします。

○宮島政府参考人 この高齢者の居住安定確保法とあわせまして、今国会では、厚生労働省の方で、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の改正案を提出しております。その中で、地域包括ケアを目指すということで、二十四時間対応の訪問サービスの創設でありますとか、あるいは、在宅ケアを充実するために、介護職員によるたんの吸引とか経管栄養、こういったものもできるよ

ます。
それでは次に、今回の法改正で、都道府県から登録を受けた事業者が公営住宅をサービスタック高年齢向け住宅として使用できるというふうになつております。

しかし、都市部の公営住宅の整備が進みますと、特に応募倍率が三けたに達するところもございます。公営住宅を登録住宅として使用することによって、公営住宅への入居を希望する低所得者の方々が公営住宅を利用できなくなる、そのような事態が想定されるのではないかとこのように思います。

そこで、公営住宅を事業者が登録住宅として使用する場合、賃貸料がどの程度に設定されるのか、その点についてお尋ねいたします。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

この法案におきましては、公営住宅の事業主体であります各地方公共団体が必要であると認める場合におきましては、公営住宅をサービスタックの高年齢向け住宅として使用させることができるという規定を置いております。

これは、各地方公共団体が、当然、今御指摘ございましたように、その地域の住宅事情に応じまして、公営住宅等の必要性、公営住宅として提供することの必要性とバランスをとって運用していただくということになるかと思っております。公営住宅が圧倒的に足らざるに、公営住宅の供給が必要な場合に、その公営住宅をあげて高年齢向けの住宅として事業者が提供する必要があるのかどうかという点について、各公共団体が適切に判断をしていただきたいというふうに考えております。

その場合、ではどれくらいの料金で貸すのかという御質問でございますが、これは、基本的には各公共団体が考えていくことになるわけでございます。

公共団体の公営住宅を使っていたかということになりますと、事業者と入居者の間の家賃というところにつきましては、公的な住宅を使ってい

ただ、使わせるということでありますから、当然、不当に高額になるようなものというのは排除できるというふうには思っております。法律上も、都道府県が策定をいたします高年齢者の居住安定確保計画に照らして適切でなければ登録を受けられないというふうには思っております。家賃につきましても比較的低廉な形で提供がされるものというふうな期待をいたしております。

○中島隆委員 公営住宅の中の空き部屋とか空き住宅を活用して事業者が高年齢者住宅を委託する、こういうことになると思うんですが、公営住宅の中に、そういう住宅と併設するということがなれば、格差の問題が非常に問題になると思いませんか、これについては、やはり高年齢者の住宅並みの家賃なりあるいは対応、これを慎重にやっていた、いただきたいというふうに思います。

それから最後に、高年齢者居住支援センター制度が廃止をされます。これは、民間で家賃債務保証の市場が整ってきたというのが理由であります。民間にすべてこれをゆだねた場合に、債務保証を必要とする高年齢者が保証を受けられないトラブルが出るのではないかとこのように思っております。廃止しても大丈夫なのか、その点についてお尋ねいたします。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘のように、高年齢者居住センターにつきましては、これまで、高円賃につきまして、入居する高年齢者などに対して家賃債務保証を行ってまいりました。今回この制度を廃止いたしますのは、今委員も御指摘ございましたように、民間による家賃債務保証等も相当ふえてきたということもございまして、また、実は、高年齢者などに対しては、NPO法人などが行います家賃債務保証というものも大分ふえてきたりしております。したがって、私ども、この家賃債務保証業務を廃止することによりまして、高年齢者の賃貸住宅への入居について支障が生じるというふうなことは想定をいたしております。

ただ、御指摘でございますように、実施状況というものは、マーケットの状況もございまして、これを注視いたしまして、必要に応じて適切な措置というものは常に検討していくということにしたいというふうには思っております。

○中島隆委員 それでは最後に、冒頭大臣に質問いたしましたのが、特に、十年間で高年齢向け六十万户という目標を設定するということを言われました。業界向けの住宅政策ではなくて、高年齢者が安心して居住できる介護サービスあるいは福祉サービス、これらがある程度高年齢者のために十分に備わったような住宅にする必要があると思うんですね。

特に私が指摘したいのは、やはり低所得者に向けての住宅確保というのが非常に重要だと思っております。その点について、最後、大臣に決意をお願い申し上げます。

○大島国務大臣 ただいまの御指摘でございますが、私も、住む方にとってふさわしい住宅を供給するというのが視点でございますから、今御指摘のことを十分踏まえながら推進してまいりたいと思存いたします。

○中島隆委員 終わります。

○古賀委員長 次に、柿澤末途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤末途でございます。きょうは、高年齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案ということでございまして、経過を見ますと、もとも昨年、平成二十二年八月二十九日の総理指示がベースにあつてこの法案の検討が進められてきた、こういうふうな理解をしております。今回、いろいろと事前のレクに当たって国土交通省さんがお示しになられた「高年齢者住宅施策について」、こういうところにも、八月二十九日に、「孤立化のおそれがある高年齢単身・夫婦のみ世帯支援について」、これについて記載がなされております。

ちようどそのとき、公営住宅団地の南芦屋浜シルバーハウジングLSAというのを見に行つて、

菅総理が、介護保険法の改正に当たつて高年齢者のひとり暮らしや夫婦だけの世帯向けに新たな生活支援策を追加する、こういう方針を明らかにしているわけでありまして、ちようどそのころといひますと、いわゆる所在不明の高年齢者、亡くなられたのに届け出がなくて、百二十歳、百五十歳過ぎても生きていくということになつていた、こういう高年齢者の問題が次々と明らかになつていた時期です。

この状況の中で、総理が視察の現場でいきなりいわば見守りサービスを介護保険にくくり込むような話をされて、正直ちよつとびっくりしたんですね。介護保険財政の現状からすると、介護の必要がない高年齢者をサービス対象にくくり込むということになる、これは大変厳しい話のほうであつて、このときは私だけがそう思ったわけではなくて、「孤立のおそれがある高年齢者の支援を介護保険で、首相指示」、こういう見出しで朝日新聞も報じているんですけども、あたかも、この法案というものは、今まで介護保険の対象でなかつた、要介護者ではない、こういう方々を介護保険でサービスを提供する、そういうものであるのかのように受けとめられる、そういう経過もあると思うんです。

この八月二十九日の総理指示との法案との関係というのを明らかにしていただきたいというふうに思っています。

○大島国務大臣 ただいま柿澤議員から御質問をいただきました。この法律案と平成二十二年の八月二十九日の総理指示との関係はいかに、こういう御質問であります。

確かに、平成二十二年八月二十九日に、御指摘のように、阪神・淡路大震災の災害復興公営住宅団地を総理が視察されました。その際、介護保険改革として、厚生労働省を初め関係省庁に対して次のような指示がされたことは事実であります。一つは、介護保険の基本目標に孤立化のおそれのある高年齢単身あるいは夫婦のみ世帯の生活支援を追加するとともに、二つとして、高年齢単身あるい

は夫婦のみ世帯を支える新型サービスの全国普及として、二十四時間地域巡回・随時訪問サービス、見守りつき高齢者住宅や住みかえ支援、それから認知症支援ということが示されたわけであり

ます。
今回の法改正でございますが、創設するサービスつき高齢者向け住宅は、住宅のハード面でのバリアフリーを条件とするだけでなく、ソフト面での見守りサービス、生活支援サービスを条件として、高齢者世帯の孤立化を防ぎ、安心して暮らすことができる見守りつき高齢者住宅を制度に取り込んだものであり、今回の法律案、総理の指示に沿ったものであります。

ただ、冒頭に御報告を申し上げましたとおり、現在の日本のこの施設というのは、どちらかというと住宅系というよりも施設系に偏っております。欧米に比べますと住宅系が非常に少ないというのも事実でありまして、いずれこのような状況を改善することが必要でありましたから、国交省としても、二〇二〇年までに三〇から五〇程度に住宅系を引き上げることが必要だろうと考えております。したがって、このような形で法律案を提出させていただいたわけでありませう。

○柿澤委員 今、最後に大島大臣が認識として語られた、施設系はあるけれども、住宅系のことといった高齢者に対する住まいの確保というのが日本の場合には不足をしている、まさにそれは問題意識としては私もそのとおりだというふうに思っています。

今回の法案並びに平成二十三年度の予算においてさまざまな施策が講じられていますけれども、基本的な考え方の方向性として、既存の住宅ストックを高齢者向けに整備、改修をして、それを高齢者向けのサービスつきの住宅として活用することで、こうした基盤、資源をふやしていこう、こういう視点が感じられるわけでありまして、この点は大変正しい方向だと私は思っております。

ただ、孤立するおそれがある高齢者の支援というのがもともとの総理指示の趣旨であったとする

と、例えば、ずっと言われてきた問題として孤独死の問題というのがあると思うんです。

私も都議会議員をやっていたところに、都営住宅で、身寄り頼りのない方が、独居の高齢者が、だれも知らないまま亡くなっている、何週間も経過してから、何カ月も経過してから見つかる、こういうケースが多々あった。これは公営住宅に限らない話だと思います。そのときに一番驚いたのは、こうした孤独死の実態ということについて、実はだれも把握をしていないということなんです。福祉局が調べるのか、住宅局が調べるのか、こんな話になってしまふ。福祉政策と住宅政策のすき間に落ちていく、こういう感じがするわけです。

孤立のおそれがある高齢者の支援ということになるわけですので、この孤独死ということの実態について、国土交通省あるいは政府は調査したり把握なりをされているかどうか、伺いをしたいと思っております。

○市村大臣政務官 柿澤委員にお答えいたします。

柿澤委員も今おっしゃいましたように、孤独死に対します明確な定義というものはどうもないようにございまして、したがって、全国的な統計も存在していないということのようでありませう。

ただ、孤独死に近いということ、そういうふうな考え方だろうということ、ちょっとした数字がございまして、ここで申し上げますと、東京都監察医務院によりまして、東京二十三区内におけるひとり暮らしの六十五歳以上の自宅での死亡者数は、平成十四年の千三百六十四名から、平成二十年度は二千二百一十一名と、六年間で一・六倍の増加。また、UR賃貸住宅におきまして単身の居住者がだれにもみとられることなく死亡したケースは、平成十一年の二百七人から、平成二十年度には六百十三人と、九年間で三倍の増加となっております。

こうしたことから考えますと、いわゆる孤独死というものは増加傾向にあるというふうに認識を

しているところでございます。

○柿澤委員 孤立のおそれのある高齢者の支援といたしながら、実際に孤立状態の中で亡くなっている方がどのくらいいるかということも調査も把握もできていないということは、私は一つ課題だというふうに思います。

この問題の背景には、先ほど申し上げたように、一体この孤独死等々の問題についてだれが責任を持つて対処する省庁であるのか、どこであるのか、これが実は判然としてこなかったというところがあると思います。そういう意味で、今回の法案というのは、この問題について国土交通省が一定のコミットを、もちろん厚生労働省と共管なんですけれども、しかし主管官庁としてコミットをするということだというふうに思いますので、私はこれは国土交通省が調査、把握を行うべき課題だということになるのではないかとこのように思っております。

さて、今回のサービスつき高齢者住宅では、登録条件として、安否確認、生活相談サービスを提供することとされております。いわば見守り人としての役割を置かなければいけないということでありませう。この見守り人というのは管理人ではないか、ということでありませうけれども、そうすると、どのような資格を持って、どのようなサービスを提供できる人を想定しておられるのか、伺いませう。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、高齢者が安心して暮らしていただく、そういったための住まいということにつきましては、高齢者の方々の身体機能の低下というものに対応いたします。そして緊急時についても適切に対応できるというようなことが大変重要だと考えております。

このため、今回のサービスつき高齢者向け住宅の登録基準といたしましては、安否確認や生活相談サービスの提供を義務づけることとしておりますが、その際にも、それがちゃんとできる人でないかというふうな考えておまして、提

供者につきましては、社会福祉法人や医療法人の職員やヘルパー資格を持つておる方などとするにとりまして、福祉、介護や医療分野との連携というものの確保にも努めてまいりたい、このように考えております。

○柿澤委員 この部分、本場に適切な見守りが行われているかどうかということを中心に担保することがこの制度の実効性の本場に大きなかぎだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど来いろいろお話が出ておるとおり、このサービスつき高齢者住宅というのは、介護サービスを必要とする高齢者であるとか、また住んでいくうちにそうしたものが必要になってくる、そういう方が多く住むと思われませう。そこで思うのは、やはり有料老人ホームの話です。東京でいえば例えば足立区であるとか、有料老人ホームがどんどんどん立地をされると、いわばよその区の人が出てきて地元区の介護保険財政を圧迫する、こういうことになってしまふわけです。結果的に、こうしたことが一つの要因になって、有料老人ホームの総量規制をやるようなことにもなつたわけです。

私は、こうしたサービスつき高齢者住宅というのがどんどん広がっていくと思っております。非常にいいと思っておりますけれども、東京にいてとくに痛切にそう思いますが、しかし、有料老人ホームと同様に、サービスつき高齢者向け住宅の増加が地元自治体の介護保険財政を圧迫することになりかねない。それが、地元自治体においてサービスつき高齢者住宅の増加を喜ばないとか歓迎しない、数を制限しよう、こういうことにながりがやしないかということ懸念している部分もございませう。

サービスつき高齢者住宅については登録は都道府県ということになるわけですが、介護保険財政はもちろん基礎自治体、区市町村ということになるわけ、その部分のそこの中で、先々これが利用されれば利用されるほど、サービスつ

き高齢者住宅が広がれば広がるほど、この問題が生じてくるのではないかと思えますけれども、その件についてお考えをお伺いしたいと思います。
○大島国務大臣 柿澤議員からの御指摘でございます。この制度を推進することによって介護保険財政を圧迫するのではないか、こういう御指摘でございます。

今回の法案に従ってサービスつき高齢者向け住宅というのが社会的に広がることによって、どうい影響が出るのかということでありまして、基本的に、高齢者の心身の状況というものに応じて必要な生活支援サービスや介護、医療サービスが提供されることは大切でございますが、必ずしも全高齢者に対して介護サービスが直ちに必要になるとは受けとめておりません。したがって、都道府県の住宅部局と福祉部局が協力して策定する高齢者居住安定確保計画のもとに供給され、介護保険関係の施策とも調和した形で制度が運用されると考えております。

なお、介護保険につきましては、高齢者の数が急増することを踏まえ、必要な検討が厚生労働省においてなされていることと考えておりますが、サービスつき高齢者向け住宅については、適切な形で供給され、必要な介護サービスがなされるよう、厚生労働省と緊密に連携して都道府県の高齢者居住安定確保計画の策定を支援していく所存でございます。

○柿澤委員 さて、今の答弁のとおりになるかどうか、これはなかなかそうはいかないんじゃないかという気が非常にいたします。特に、行き場のない高齢者の方、穀田委員の御質問でもあったと思えますけれども、こういう方々は、やはり行き場を探して広域的に動くことが多いわけですから。結果的に、今までの市、その区の住民でなかった人が流入してきて、その区の介護保険のサービスを利用してということが顕在化してきて、これを民間等々に任せて受け入れていくという大変なことになってしまおうということで、そのうち地元自治体が規制をかけ始めるようなことが起き

るんじゃないかと、私は非常に危惧をいたしております。

そうしたことをどのように解決していくべきか。もしかすると、介護保険制度の方を見直して解決していくべき部分もあるのかもしれない。そうした部分については、今回こういう時期で、なかなか法案審議に時間もとれない、ここから間もなく、数分後には採決が行われるという状況でありますので、なかなか議論が深まりませんが、しかし、今後介護保険法そのものを改正するという議論の中で、国土交通委員会と厚生労働委員会が連合審査をやるとか、こういうことがやはり必要になってくるんじゃないかな、こういうふうに思います。

さらに、先ほど家賃水準の適正なイメージについていろいろと議論がありまして、大体十二万だ、一切合財ですけれども、リビングコストとしてこんなものになるだろうというような話がありました。この部分については割愛をさせていただきますけれども、有料老人ホームとのアナロジーであれば、もう一つ気になるのは前払い金の問題です。

今回の法案では、前払い金というのは、将来的に払う家賃の前払いとしてしか認められない、こういうことにはなっているわけですが、有料老人ホームにおいて入所一時金の取り扱いというのが大変大きなトラブルのもとになっている、こうした状況の中、前払い金ですと言葉だけ変えて同じようなことが起きてしまえば、これは元も子もないわけですね。

そういう意味で、私は、前払い金というのがあくまで前払いとして正当化できるような水準でなければならぬというふうに思うんですけれども、その観点からすると、この前払い金というのを、上限額を設けるべきだ、場合によっては例えば月額の家賃の何倍というところまでにするべき、そういうことを考えなければいけないというふうに思いますが、そのことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。家賃の前払い金の問題につきましては、今回のサービスつき高齢者向け住宅におきましては、まず権利金や礼金といった不明確なものについては、これは受領を禁止することとしたしております。また、前払い金を受領する場合には、家賃等の月額や想定居住月数などという根拠を明確にしていた、ということといたしております。

これまで、私も、昨年度試行的に予算措置でやってまいりました事例を見ましても、高齢者の方の方から、入居時にできるだけ一括してまとめた金額をお払いになりたい、後々毎月家賃を払うというのはいくらに聞いておられて、前払い金もあるというふうな聞いておられて、前払い金をやっちゃうかぬか、余り厳しく何カ月以内にするのはいくらに聞いておられて、前払い金今申し上げましたように、都道府県の高齢者居住安定確保計画で一定の水準というものが決められるといたしますと、前払い金についてもある程度リーズナブルな形におさまっていくのではないかと、いうふうな考えております。

○柿澤委員 最初はそういつて始まって、結局同じことになっていく、こういうことのないようにぜひお願いをしたいというふうに思います。最後に、先ほど申し上げたとおり、私は、これは既存の住宅ストック、集合住宅等を改修して、それをサービスつき高齢者向け住宅に活用していく、こうした視点が非常に大事だというふうな思っております。

そういう意味でいうと、最近の不動産市況を見ますと、私は東京ですけれども、特に首都圏などでは、集合住宅が空き家になっているような状況が郊外では非常に大きくなっています。そうしたところを、私は、一部の区市町村を一つのモデルにして、先ほどの介護保険財政の圧迫の問題が生じるわけなんですけれども、しかし、こういうサービスつき高齢者住宅を進めることによって、例えば、マンション等のオーナーさんもメリット

があつて、一方で行き場がなかった高齢者の住まいも安定をする、こうしたことを一つ地域を指定してモデルで進めていくような考え方があつてもいいのではないかと、いうふうな思っております。その中で一つお伺いしたいのは、今、首都圏の空き部屋の状況というのがどうなっているか、これをお伺いしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。首都圏の空き家でございます。まず、埼玉県では、空き家が三十二万戸、そのうち委員御指摘の集合住宅、これが二十二万戸。このうち、賃貸用の物件は十九万戸でございます。うち集合住宅が十七万戸でございますから、賃貸用の集合住宅の空き家は十七万ということになります。千葉県では同様に賃貸用の集合住宅の空き家が十七万戸、東京都では同様に四十七万戸、神奈川県では二十四万戸という数字になっております。

○柿澤委員 ですので、新たにこのサービスつき高齢者住宅という非常に新しく立派なものを建てるというイメージではなくて、こうしたストックを活用していく、またその推進のためにこんないい結果が生まれるということをある意味では示していくために、私は、地域限定のモデルみたいなものを考えていくことが望ましいというふうな考えております。最後にそれを要望として申し上げて、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○古賀委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 たいま議決いたしました法律案に対し、長安豊君外六名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合、みんなの党及び国民新党・新党日本の七党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○福井委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていた

高年齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮住宅を早急に整備するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について、万全を期すこと。

二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一体的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。

三 高齢者の住生活の安定を図るためには、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。

四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助

言等の支援を行うこと。

五 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得の高齢者も利用可能となるよう、既存住宅の改修や公有地を活用した供給が促進されるよう努めること。

六 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣大畠章宏君。

○大畠国務大臣 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、本委員会において真剣な御討議をいただき、たいま全会一致をもって可決していただきました。深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の質疑内容や、たいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいります。ごさいま

ここに、委員長を初め理事の皆様、また委員の皆様御指導、御協力に対し深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

○古賀委員長 お諮りいたします。たいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○古賀委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時四十六分散会

第一類第十号

国土交通委員会議録第九号

平成二十三年四月二十日

平成二十三年四月二十七日印刷

平成二十三年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

I